

議案第 5 9 号

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めること
について

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 5 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(5) (略) <u>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 2 級の障害を有するもの</u> 2・3 (略) <u>4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者が、精神通院医療に該当する医療費を自己負担した場合において、公費負担が発生しなかったときの自己負担分を含む。）をいう。</u> (対象者) 第 3 条 この条例による助成金（以下「医療費助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）又は被扶養者	(定義) 第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(5) (略) 2・3 (略) (対象者) 第 3 条 この条例による助成金（以下「医療費助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）又は被扶養者

(以下「被保険者等」という。)である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給(以下「援護」という。)を受け、又は受けることとなる者であつて、障害者支援施設等(身体障害者福祉法第18条第2項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は指定医療機関(同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入所し、入院し、又は入居しているもの(共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。)

イ～コ(略)

- (2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(第8号において「のぞみの園」という。)に入所し、入院し、又は入居している者(共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。)

(3)～(13)(略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(5)(略)

(6) 前条第1項第6号に規定する者のうち、和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第20号)による医療費の支給対象者であるもの

(7) 前条第1項第6号に規定する者のうち、和光市子ども医療費助成に関する条例(平成22年条例第9号)による医療費の支給対象者であるもの

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条の規定より登録を受けた者に対し、医療費助成金として一部負担金(次の各号に掲げるものを除く。)の額に相当する額を支給(以下「医療費助成」という。)するものとする。

- (1) 第2条第1項第2号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院した

(以下「被保険者等」という。)である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給(以下「援護」という。)を受け、又は受けることとなる者であつて、障害者支援施設等(身体障害者福祉法第18条第2項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は指定医療機関(同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入所し、入院し、又は入居しているもの(共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。)

イ～コ(略)

- (2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(第6号において「のぞみの園」という。)に入所し、入院し、又は入居している者(共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。)

(3)～(13)(略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(5)(略)

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条の規定より登録を受けた者に対し、医療費助成金として一部負担金(第2条第1項第2号に該当する者の医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床の入院に係る一部負担金を除く。)の額に相当する額を支給(以下「医療費助成」という。)するものとする。

<u>とぎの一部負担金</u> <u>(2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金</u> 2～4（略）	2～4（略）
---	--------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年8月26日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

重度心身障害者に支給する医療費助成金の対象要件等について所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。